

1-(1) 質保証に関する主な制度改正(平成3年以降)

平成3年

- 大学設置基準等の大綱化(一般教育、専門教育等の区分の撤廃)……【資料①】
- 自己点検・評価の努力義務化
- 学位の分野限定の撤廃……【資料②】

平成10年

- 校地の基準面積の緩和(校舎面積の6倍→3倍)

平成11年

- 自己点検・評価の実施及び公表の義務化……【資料③】
- 教育研究等の状況に関する情報提供の義務化……【資料④】
- FD(ファカルティ・ディベロップメント)の努力義務化
- キャップ制の努力義務化……【資料⑤】

平成14年

- 学位の種類・分野の変更を伴わない設置の届出化(施行は15年度)……【資料⑥】
- 段階的是正措置の導入(施行は15年度)
- 認証評価制度の導入(施行は16年度)

平成15年

- 設置基準の準則化(審査内規等の廃止)……【資料⑦】
- 校地の基準面積の緩和(校舎面積の3倍→定員一人あたり10㎡)
- 大学院の校地・校舎面積の数量的基準の廃止

平成18年

- 大学院における教育研究目的の明示の義務化(施行は19年度)……【資料⑧】
- 大学院における成績評価・修了基準の明示の義務化(施行は19年度)……【資料⑨】
- 大学院におけるシラバス作成の義務化(施行は19年度)……【資料⑩】
- 大学院におけるFDの義務化(施行は19年度)……【資料⑪】

平成19年

- 大学学部・短大における教育研究目的の明示の義務化(施行は20年度)……【資料⑧】
- 大学学部・短大における成績評価・修了基準の明示の義務化(施行は20年度)……【資料⑨】
- 大学学部・短大におけるシラバス作成の義務化(施行は20年度)……【資料⑩】
- 大学学部・短大におけるFDの義務化(施行は20年度)……【資料⑪】
- 校地・校舎の自己所有要件の緩和

1-(2) 大学設置基準の大綱化【資料①】

○ 平成3年大学設置基準改正の概要

(教育課程関係)

- 一般教育、専門教育等の科目区分及び必要単位数の撤廃。
→教育上の目的達成に必要な授業科目の開設、体系的な教育課程の編成について規定。
- 授業を行う学生数の撤廃。
→教育上の諸条件を考慮して教育効果を十分に上げられるような適当な人数とする。

(教育研究上の基本組織、教員組織、教員資格関係)

- 学部の種類の例示の撤廃。
- 一般教育、専門教育等の科目区分ごとの必要教員数を撤廃。
- 兼任教員比率の上限(専任教員の半数)を撤廃。
- 教授、助教授の資格として教育研究上の能力の必要性を明記。

(卒業要件等関係)

- 学士、修士、博士の種類を撤廃
→専攻分野の名称を自由化。
- 大学以外の教育施設等における学修への単位授与、大学入学前に修得した単位の認定等の制度化。
- 科目等履修生制度の創設。

(施設・設備関係)

- 図書及び図書館の座席数の整備の数量基準を撤廃。
- 体育館の原則設置。情報処理施設、語学学習施設、厚生補導施設等の整備の奨励。

(自己評価関係)

- 自己点検・自己評価の努力義務化。

1-(3) 学位の分野限定の撤廃について【資料②】

(独)大学評価・学位授与機構の調査によれば、平成17年時点で、学士の学位分野に関する名称は580に達する。

①関係通知

平成3年6月24日文高大第207号文部事務次官通知
 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律及び学位規則の一部を改正する省令の施行について
 (略)
 第三 修士及び博士の種類の見直し等について
 (一) 課程制大学院制度の趣旨に沿って、すべての分野において学位授与の円滑化を図るとともに、学術研究の高度化、学際領域への展開等の状況に柔軟に対応するため、修士及び博士の種類に関する規程を廃止したこと。
 また、教育研究の多様化、学際領域への展開等に柔軟に対応し、各大学の教育研究の柔軟な設計を可能にするため、学士についても同様にその種類を定めなかったこととしたこと。
 (二) なお、どの専攻分野で学位を授与されたかを表記することは社会的に有用であるので、各大学において学位を授与する際には、その定めるところにより、専攻分野を付記するものとしたこと。
 この場合、付記する専攻分野の名称は、その社会的通用性に配慮し、過度に細分化しないようにする必要があること。

②学位に付記する専攻分野の名称の数の推移 (独)大学評価・学位授与機構による調査。平成17年の場合、726大学に対して調査を実施し、回答数は664大学。(約91%)

種別	H3 (改正前)	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
学士	29 (※1)	250	292	308	348	367	382	444	451	486	523	556 (※4)	580
修士	28 (※2)	181	194	218	241	261	277	310	324	362	411	440	467
博士	19 (※3)	125	136	152	167	185	188	216	240	260	288	296	320
専門職学位							-	-	-	-	-	22	30

	平成3年(改正前)
(※1) 学士	文学士、教育学士、神学士、社会学士、教養学士、学芸学士、社会科学士、法学士、政治学士、経済学士、商学士、経営学士、理学士、医学士、歯学士、薬学士、看護学士、保健衛生学士、鍼灸学士、栄養学士、工学士、芸術工学士、商船学士、農学士、獣医学士、水産学士、家政学士、芸術学士及び体育学士
(※2) 修士	文学修士、教育学修士、神学修士、社会学修士、国際学修士、行政学修士、法学修士、政治学修士、経済学修士、商学修士、経営学修士、理学修士、医学修士、歯科学修士、薬学修士、看護学修士、保健学修士、衛生学修士、栄養学修士、工学修士、芸術工学修士、商船学修士、農学修士、水産学修士、家政学修士、芸術学修士、体育学修士及び学術修士
(※3) 博士	文学博士、教育学博士、神学博士、社会学博士、法学博士、政治学博士、経済学博士、商学博士、経営学博士、理学博士、医学博士、歯学博士、薬学博士、保健学博士、工学博士、農学博士、獣医学博士、水産学博士及び学術博士

(※4) 平成16年
 約56%は全国の大学のうち、ただ一つの学科でしか利用されていない名称。
 IDE2005年9月号「学位に付記する専攻分野名称の氾濫」濱中義隆大学評価・学位授与機構准教授

1-(4) 自己点検・評価の実施及び公表の義務化【資料③】

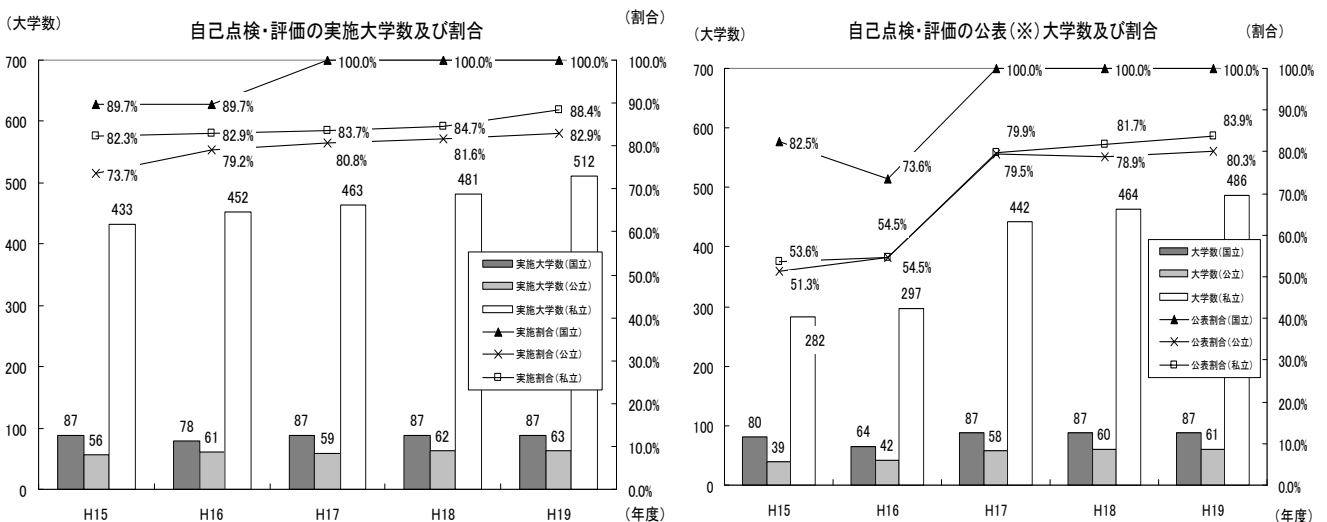
自己点検・評価の実施大学数及び実施割合は、平成15年度以降増加しているものの、公私立において未実施の大学及び公表を行っていない大学が存在する。また、公表についても100%には至っておらず、新設大学が完成年度にいたるまでの期間等を考慮しても、実施の徹底をはかる必要がある。

①関係規定

学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
 (略)

②自己点検・評価の実施大学数及び割合の推移 (大学全体の状況)



「大学における教育内容等の改革状況について」より作成

※ホームページ、広報誌等一般に広く供されるものにより公表されている場合であり、学内のみに公表と回答した大学を含まない。

1-(5) 教育研究等の状況に関する情報提供の義務化【資料④】

大学における情報の積極的な提供に関する取組では、ホームページの開設計画が100%に達している。しかしその掲載内容を見ると、例えば、既に義務化されている自己点検評価、認証評価等の結果をホームページで公表している大学は半数に満たず、また、教員や学生の数、学則、シラバス等、教育にかかる基礎的な情報についても、全ての大学がホームページでの公表を行っているわけではない。

① 関係規定

○学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

○大学設置基準

(情報の積極的な提供)

第二条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

② 情報提供のための取組み(大学全体の状況)

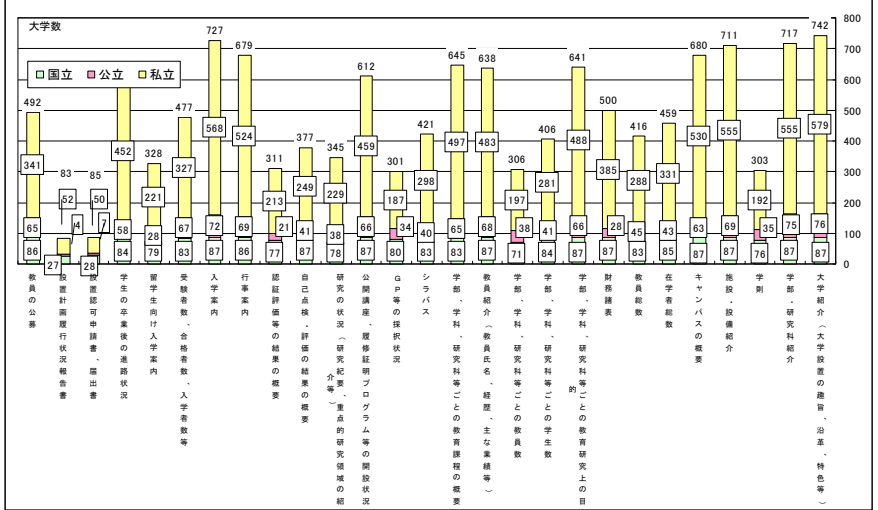
	国立	公立	私立	計
大学広報誌等の発行	80	52	421	553
	92.0%	68.4%	72.7%	74.5%
ホームページの開設計画	87	76	579	742
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
マスコミを通じた情報提供	78	49	364	491
	89.7%	64.5%	62.9%	66.2%
その他	37	9	65	111
	42.5%	11.8%	11.2%	15.0%

「大学における教育内容等の改革状況について」H19より

対象大学数は、国立大学87、公立大学76、私立大学578、放送大学1。放送大学は私立大学に含めている。

また、放送大学以外の通信制課程のみの大学及び短期大学は対象としていない。

③ ホームページの具体的な掲載内容(大学全体の状況)



1-(6) キャップ制の努力義務化【資料⑤】

学生に適切に授業科目を履修させる観点から、登録単位数の上限を定めるいわゆる「キャップ制」の取組みについては、平成12年以降全体としては上昇傾向であり取組みは進展しているといえるが、その進展は緩やかであり、近年はほぼ横ばいとなっている。また、設定されている単位数に対する回答を見ると、上限単位数の設定が適切に行われているか、疑問しい事例が見受けられる。

① 関係規定

○大学設置基準

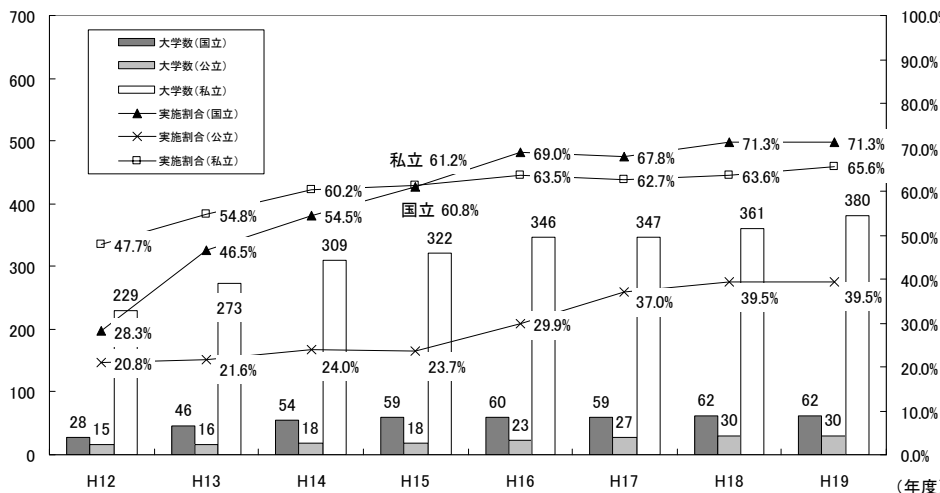
(履修科目の登録の上限)

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

② 単位上限の設定に関する取組み状況(学部の状況)

(大学数) 単位上限の設定を行っている大学数及び割合



③ 設定されている上限単位数(学部数)

※年間の上限単位数。学期で設定している場合、1年間に通算している。

単位数	国立	公立	私立	合計
~30	8	3	36	47
31~40	23	2	89	114
41~50	117	38	685	840
51~	61	12	232	305

「大学における教育内容等の改革状況について」より作成

1-(7) 学位の種類・分野の変更を伴わない設置の届出化【資料⑥】

届出制の導入後、総件数は増加したが、最近3年間は減少傾向。また、組織変更全体の過半(H21で約75%)が届出となっている。
一方、申請上不備のある件数は、全体の件数の減少とは逆に増加している。

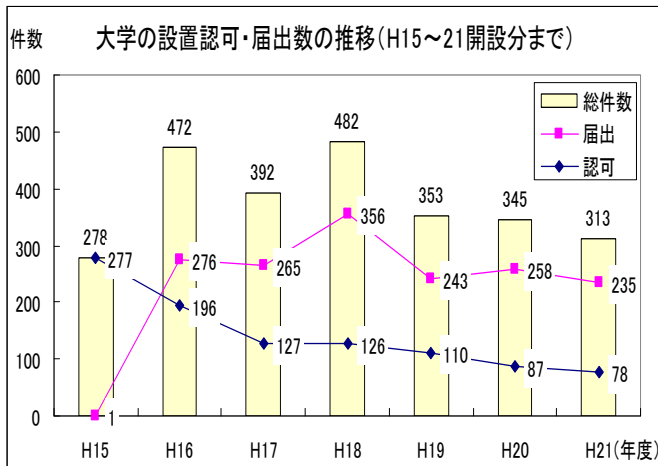
①関係規定

○ 学校教育法
第四条第二項

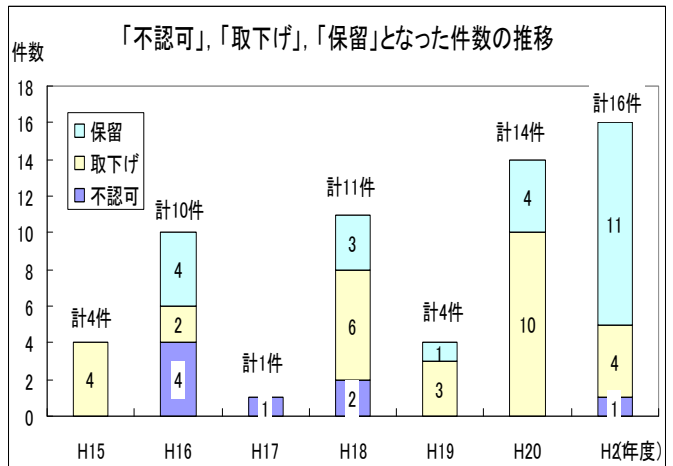
前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
- 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止
- 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

②設置認可・届出数の推移(短期大学、大学学部、大学院を通じた数)



③不認可等の状況(短期大学、大学学部、大学院を通じた数)



文部科学省作成

1-(8) 設置基準の準則化(1) 【資料⑦】

①準則化

- 「準則」とは「守るべき規則・ルール」を意味し、「準則化」とは、様々な法的問題点について、適用されるべき基準や解釈を明確に示すこと。
- 大学の設置認可の審査については、学校教育法・大学設置基準等の法令の抽象的な規定を補う形で、大学設置・学校法人審議会の決定・申し合わせといった内規によって基準を定め、逐次整理していた。(審議会の内規は、すべて一般に公表していた。)
- 特に、平成15年の大学設置基準等の改正においては、基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、審議会内規において定めていた審査の基準について、告示以上の法令に規定するとともに、審議会内規をすべて廃止した。
その際、規制緩和の流れを踏まえ、大学の質の確保のため最低限の基準として必要な事項に限定する整理がなされた。

②平成15年3月1日をもって廃止された内規一覧

- 大学設置審査基準要項
- 大学設置審査基準要項細則
- 大学院設置審査基準要項
- 大学院設置審査基準要項細則
- 大学院大学の審査基準について
- 教員養成大学に設置される大学院に関する審査方針について
- 大学専攻科及び別科に関する取扱について
- 臨時的定員に関する平成12年度以降の取扱い方針
- 抑制の例外としての社会人等の定員枠を充足していない場合の取扱いについて
- 平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱い方針
- 平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱い方針の運用について

【総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成13年12月11日)】

第1章 重点6分野について/4 教育/ (1) 高等教育における自由な競争環境の整備
ア 大学・学部の設置規制の準則主義化【平成14年度中に措置(検討・結論)】
現在、大学設置基準や大学設置・学校法人審議会審査基準など、様々な形式によって重層的に規定されている基準について、法令レベルでその一覧性を高めるよう整理すべきである。

【中教審「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」答申(平成15年8月5日)】

第2章 設置認可の在り方の見直し/3 設置審査に係る基準の見直し
現在、大学設置審査の際に適用されている基準は、大学設置基準等の法令のほか、大学設置・学校法人審議会の審査基準や内規など様々な形式によって規定されている。今回、これらの基準が設置審査の最低基準であるとの観点に立って、それぞれの規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに、こうした様々な基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、設置審査に係る基準を原則として告示以上の法令で規定することが必要である。

1-(9) 設置基準の準則化(2) 【資料⑦】

③ 廃止された審査基準のうち法令に規定化されなかったもの例

平成15年の準則化によって、廃止された審査の基準に係る審議会内規のうち、大学設置基準等に規定化されなかったものに、以下のような例がある。

- (1) 教育内容に関するもの
 - 教養教育の実施(学部)
 - ・ 大学設置基準第19条第2項及び短期大学設置基準第5条第2項の規定の趣旨が実現されるよう、教育課程の編成に当たっては一般教養的な教育内容を全部又は一部に含む授業科目を開設する必要がある。
 - 基礎理論教育の実施(大学院)
 - ・ 実技関係の分野(例えば美術、音楽、体育等)に係る専攻の教育課程の編成については、基礎理論関係科目が相当程度考慮されていることを必要とする。
 - 学外実習施設の確保
 - ・ 学外実習を実施する場合は、実習施設が教育内容にふさわしい規模、内容を有し、また、実習施設との連携等教育上の配慮や実習計画が適切かどうかを判断する。
 - 履修指導・シラバスの配慮
 - ・ 教育課程の展開に当たっては、少人数による授業、対話・討論型、双方向的な授業の積極的な導入、十分な履修指導の実施に配慮されているとともに、授業計画の作成等についてもなるべく配慮されているものであること。
- (2) 教員組織に関するもの
 - 専任教員の要件
 - ・ 次に掲げる者は、基準上専任教員に算入しない。
 - ア 会社の役員及び職員。ただし、非常勤の者であって、授業及び研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
 - イ 弁護士、公認会計士、税理士、医師等として専ら業務に従事している者。
 - ウ 演奏家、作曲家、小説家、評論家及び画家等で、演奏活動等のため、授業及び研究に著しく支障があると認められる者。
 - エ 専任となろうとする大学と遠隔の地に居住しているため授業及び研究に支障があると認められる者。
 - オ 専任教員の基本給については特に留意し、特別の場合を除き、余りに少ない場合は専任に疑義ある者とする。
 - ・ 専任教員の年齢制限は、別表第1のとおりとする。→教備考1 年齢は満年齢とし、年齢欄に表示した年齢未満を専任教員数算定の対象とする。

- (3) 施設・設備に関するもの
 - 学部別地と校舎面積
 - ・ 大学の場合は、学部ごとに遠距離に分散しても差し支えない。ただし、学部ごとに大学としての教育に差し支えないだけの施設設備及び教員組織が整備されていることを原則とする。
 - ・ 2以上の学部(短期大学の場合には学科)がある場合で、それらが2以上の団地に学部単位で分散している場合には、個々の団地が基準面積以上(団地ごとにそのうちの1の学部については第1表により算出)でなければならない。
 - 図書館の閲覧座席数
 - ・ 閲覧室については、取容定員の10%以上の座席数が設けられることが望ましい。
 - 通信教育の技術管理
 - ・ 通信教育を行う課程については、教育研究のための情報通信機器等の整備について配慮がなされていることが望ましく、また、マルチメディア技術を活用して授業を行う場合においては、当該システムの管理運営等を行う者が配置されていることが望ましい。
 - 大学院大学の施設
 - ・ 校地・校舎の面積は、取容定員に応じ大学設置基準に定める学部等に係る基準に準じて個別審査する。
 - (4) 教育研究環境に関するもの
 - 教員の研究費
 - ・ 教員の研究費、旅費(海外旅費を含む。)、図書購入費、施設・設備購入費等の教育研究経費については、教育研究の活性化を図る観点から充実していることが必要である。特に、研究費については、一定額(当面、一人当たりの積算金額が大学30万円、短期大学20万円)以上措置されており、かつ、十分な共同研究費、在外研究費等が確保されていることが望ましい。また、これらの研究費について、適切な配分方法が確立していることが必要である。
 - (5) 管理運営に関するもの
 - 学術面の学内規定
 - ・ 大学又は短期大学としてふさわしい管理運営が行われるため、教員の人事に関する規定、教授会等の組織に関する規定等の学内諸規定が十分に整備されていること。
- ※ 一部、その後の設置基準改正で規定されたものを含む。

④ 設置認可審査において判断に苦慮する事例

○ 認可時に「留意事項」として指摘される例

- 例1: 「大学における教育研究以外の業務に従事する者が、教育研究面及び管理運営面で十分に専任教員としての役割を果たすよう努めること。」
(課題) → 専任教員としての役割とは何か。
- 例2: 「大学院大学としての教育研究環境を一層向上させるため、研究室、図書等の施設設備の充実に努めること。」
(課題) → 大学院大学として適切な教育研究環境とはどのようなものか。
- 例3: 「ゆとりと潤いを感じる学生生活を送ることができるよう、学生の厚生に配慮した空間の確保や施設の充実に努めること。」
(課題) → 学生が十分なキャンパスライフを送ることができる環境とはどのようなものか。

○ 実施計画(いかに具体的な計画をしているか)をもって判断せざるを得ない事例

- 例4: 教育研究活動等の状況について、広く情報提供をしているか。(大学設置基準第2条)
- 例5: 学生に対し、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画を予め明示しているか。(同基準第25条の2第1項)
- 例6: (実質的な)FDを行っているか。(同基準第25条の2第2項)

○ 設置基準上明文化されていない件に関し審査に苦慮した事例

- 例7: 関連する分野の修士、博士の学位や専門職学位を有さない教員や、研究業績を有しない「実務家教員」が専任教員の大部分を占めるようなケース
- 例8: 一般のマンションの1室を教室として申請がなされるケース
- 例9: 自宅の一室を「学長室」、「会議室」とし、自宅の倉庫を「図書館の書庫」として申請がなされるケース

1-(10) 教育研究目的の明示の義務化【資料⑧】

教育研究目的については、大学院については平成19年度から、学部については平成20年度から、その策定と公表が義務化されているが、平成19年度の状況では、大学学部段階において、規定していないと回答する大学が存在している。また、公表についても、教育研究目的規定を設定している大学のすべてが公開を行っているとは回答しておらず、さらなる取組みの進展が期待される。また、設定された、教育研究に関する目的内容が、抽象的なレベルにとどまっているという指摘もある。

① 関係規定

- 大学設置基準
(教育研究上の目的の公表等)
第二条の二 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。
- 大学院設置基準
(教育研究上の目的の公表等)
第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

② 人材養成目的に関する取り組み状況(大学学部の状況、平成19年度)

	国立	公立	私立	計
学部段階で人材養成目的を規定している大学	79 (95.2%)	54 (73.0%)	447 (79.5%)	580 (80.7%)
学部段階で人材養成目的を学内外に公開している大学	77 (92.8%)	52 (70.3%)	343 (61.0%)	472 (65.6%)
学部段階で人材養成目的を学内でのみ公開している大学	2 (1.1%)	1 (3.9%)	77 (14.7%)	80 (12.0%)

1-(11) 成績評価・修了基準の明示の義務化【資料⑨】

成績評価・修了基準については、大学院においては平成19年、学部においては平成20年から、学生に対してあらかじめその基準を明示することが義務付けられている。ここでは、成績評価・修了基準の一つとして活用することが考えられる、GPA制度に関する取組みの状況について示すこととする。GPA制度については学部段階では4割を超え、ほぼ定着した取組みと見ることができるが、成績評価・修了の基準として活用されているとは言いがたい。また、大学院においては導入率も2割程度であり、学部と比べその取組み状況は低いといえる。

①関係規定

- 大学設置基準（成績評価基準等の明示等）
第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 大学院設置基準（成績評価基準等の明示等）
第十四条の二 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

②学部段階におけるGPA制度の活用状況(平成19年度)

	国立	公立	私立	計
GPAを導入している大学	46 55.4%	21 28.4%	228 40.6%	295 41.0%
進級判定の基準として活用している	10 12.0%	4 5.4%	31 5.5%	45 6.3%
卒業・修了判定の基準として活用している	5 6.0%	4 5.4%	19 3.4%	28 3.9%
退学勧告の基準として活用している	6 7.2%	5 6.8%	31 5.5%	42 5.8%
大学院入試の選抜基準として活用している	12 14.5%	4 5.4%	50 8.9%	66 9.2%
早期卒業・修了や、大学院への早期入学の基準として活用している	18 21.7%	5 6.8%	35 6.2%	58 8.1%
学生に対する個別の学習指導に活用している	37 44.6%	13 17.6%	160 28.5%	210 29.2%
奨学金や授業料免除対象者の選定基準として活用している	26 31.3%	13 17.6%	165 29.4%	204 28.4%

③研究科段階におけるGPA制度の活用状況【平成19年度】

	国立	公立	私立	計
GPAを導入している大学	22 25.6%	6 9.2%	92 21.0%	120 20.4%
進級判定の基準として活用している	3 3.5%	0 0.0%	21 4.8%	24 4.1%
卒業・修了判定の基準として活用している	5 5.8%	0 0.0%	18 4.1%	23 3.9%
退学勧告の基準として活用している	1 1.2%	1 1.5%	10 2.3%	12 2.0%
大学院入試の選抜基準として活用している	5 5.8%	0 0.0%	20 4.6%	25 4.2%
早期卒業・修了や、大学院への早期入学の基準として活用している	1 1.2%	0 0.0%	13 3.0%	14 2.4%
学生に対する個別の学習指導に活用している	13 15.1%	5 7.7%	53 12.1%	71 12.1%
奨学金や授業料免除対象者の選定基準として活用している	15 17.4%	5 7.7%	72 16.4%	92 15.6%

文部科学省調べ

1-(12) シラバス作成の義務化【資料⑩】

成績評価・修了基準と同様、大学院においては平成19年、学部においては平成20年から、学生に対してあらかじめ、授業の方法及び内容、年間授業計画を明示することが義務付けられている。平成19年度の取組状況では、すべての授業科目において学部で96%、大学院においては93%がシラバスを作成しており、我が国においても取組みが定着しつつあることが見て取れる。しかし、その記述内容では、例えば事前学修についての具体的指示を示している大学の割合は極めて低く、単位制度の実質化の上で課題が残る。

①関係規定

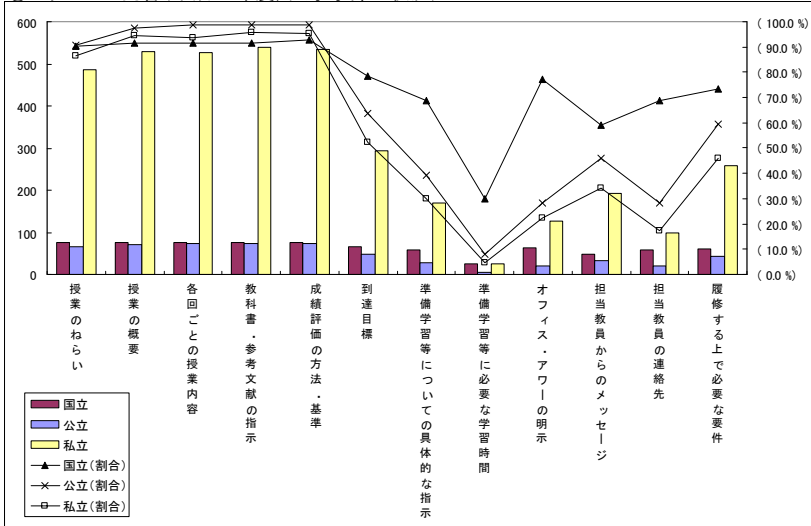
- 大学設置基準（成績評価基準等の明示等）
第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 大学院設置基準（成績評価基準等の明示等）
第十四条の二 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

②シラバスの作成状況(平成19年度、大学学部の状況)

すべての授業科目においてシラバスを作成した大学

国立	公立	私立	計
77 (92.8%)	74 (100.0%)	540 (96.1%)	691 (96.1%)

③シラバスの内容(平成19年度、大学学部の状況)



文部科学省調べ

1-(13)ファカルティ・ディベロップメント(FD)の義務化【資料①】

教育内容等の改善のための組織的な研修等(いわゆるファカルティ・ディベロップメント(FD))については、平成11年から努力義務化されていたが、平成19年からは大学院で、平成20年からは学部でそれぞれ義務化されたところである。

①関係規定

○大学設置基準

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

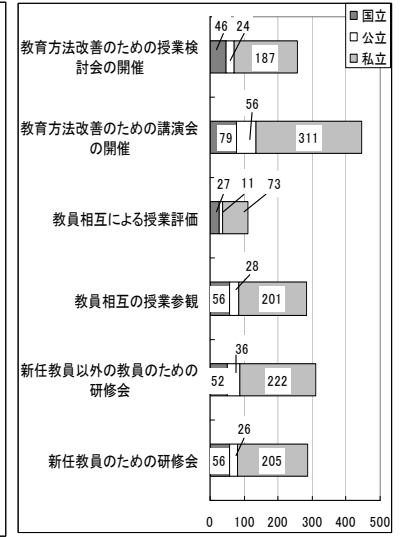
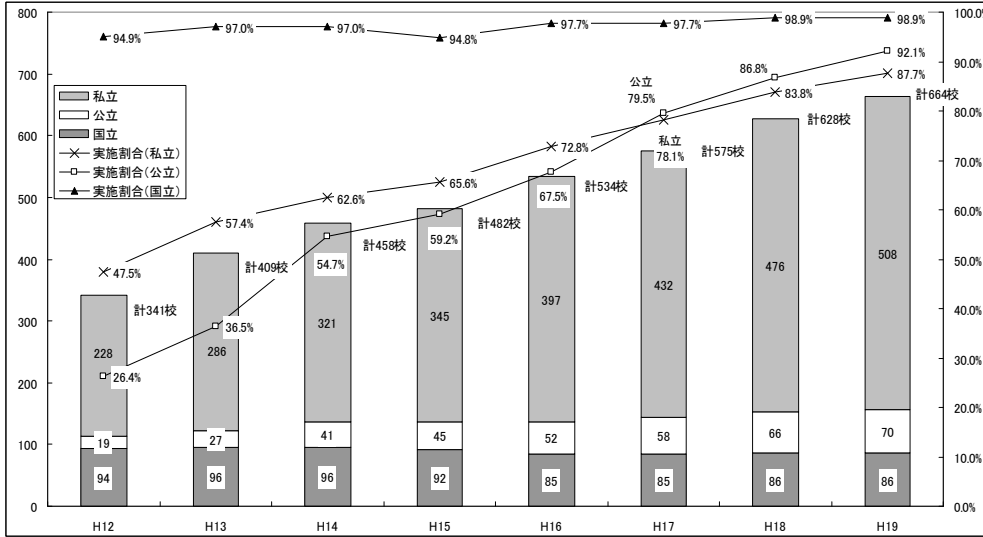
○大学院設置基準

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第十四条の三 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

②平成12年からのファカルティ・ディベロップメント実施大学数推移(大学全体の状況)

②具体的内容(平成19年度)



「大学における教育内容等の改革状況について」より作成

1-(14) カーネギー教育振興財団によるアメリカの大学分類

種類	分類基準	該当する機関数(2000年)
博士号授与機関	博士号授与大学(多角型)	148機関 3.8%
	博士号授与大学(集約型)	113機関 2.9%
修士号授与機関	修士号授与大学Ⅰ	489機関 12.7%
	修士号授与大学Ⅱ	126機関 3.3%
学士号授与機関	リベラルアーツ型	213機関 5.5%
	一般型	307機関 8.0%
	準学士号授与型	50機関 1.3%
準学士号授与大学	準学士号のみを授与	1,640機関 42.5%
専門大学	独立した機関として職業専門教育を行い、学士号以上の学位を授与。神学、医学、法学など	742機関 19.2%
少数民族を対象とした大学		28機関 0.7%
合計		3,856機関 100.0%

国立大学財務・経営センター「大学財務経営研究」第1号(2004年(平成16年))

なお、上記は、2000年度版のカーネギー分類に基づいており、2005年以降は、様々な指標による分類が並列するものに変更されている。

1-(15) アメリカ・カリフォルニア州の州立大学の機能別分化

カリフォルニア州では、州憲法(第IX条第9項)及び州法等に基づいて、州立大学が3つのグループに機能別分化されており、州政府は、その分化に応じて、必要な財政支出等を行っている。

①UC(University of California)

- ・ Davis, Berkeley等の10大学は、州内の成績上位12.5%内の者を主に受入れ。
- ・ 研究や大学院教育を重視し、学部教育、修士プログラム、各分野のPhDプログラム、プロフェッショナル・スクールを担う。

②CSU(California State University)

- ・ 23大学は、州内の成績上位1/3以内の者を主に受入れ。
- ・ 学部教育、修士プログラム、看護・農学など特定応用分野のPhDプログラム、教員養成を担う。

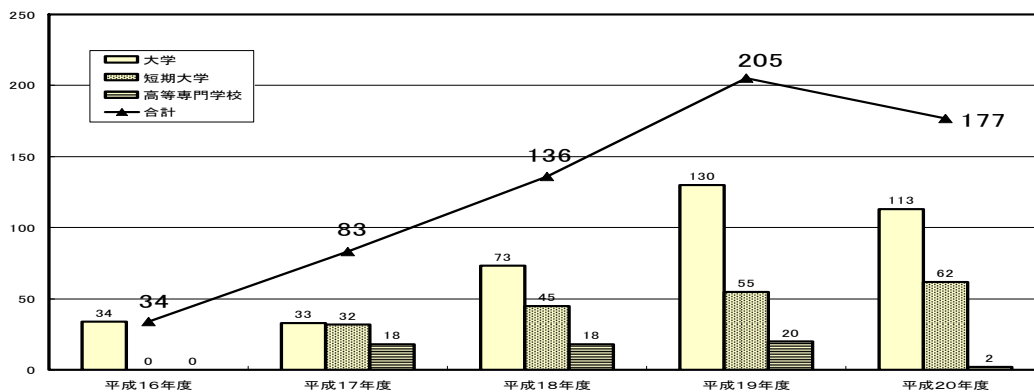
③CCC(California Community College)

- ・ 110大学があり、入学者に関する要件はない。
- ・ 職業教育と学士課程の1・2年次に相当する一般教育を担う。

1-(16) これまでの認証評価実績(平成16～20年度)

1. 機関別

①年度毎の推移



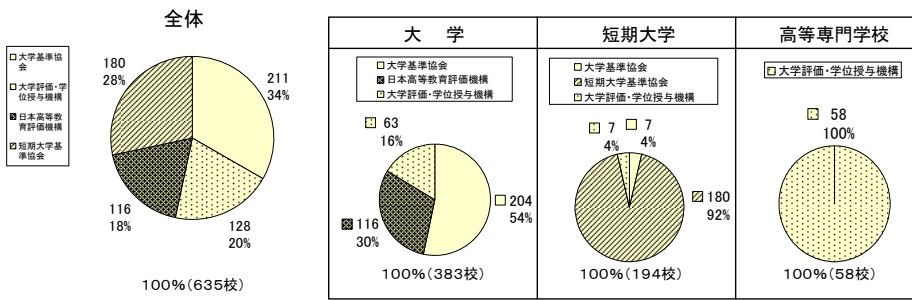
種別	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
大学	34	33	73	130	113	383
短期大学	0	32	45	55	62	194
高等専門学校	0	18	18	20	2	58
合計	34	83	136	205	177	635

※1 平成21年7月1日現在

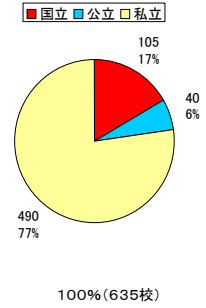
※2 受審済の私立大学のうち、3大学については2度受審している。
・金沢工業大学、福岡歯科大学、熊本学園大学

② 認証評価機関別の割合

全体の34%を大学基準協会が占めている。
大学の54%を大学基準協会が、短期大学の92%を短期大学基準協会が占めている。



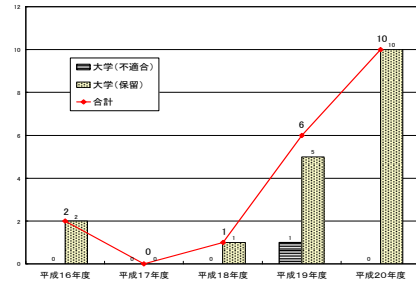
③ 国公立別の割合



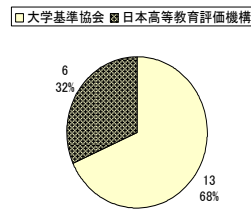
④ 不適合・保留の件数

平成16年度に保留の判定を受けた1大学が、平成19年度に再評価を受けた結果、不適合となった。

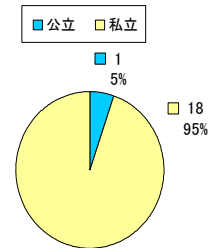
(1) 年度毎の推移



(2) 認証評価機関別の割合



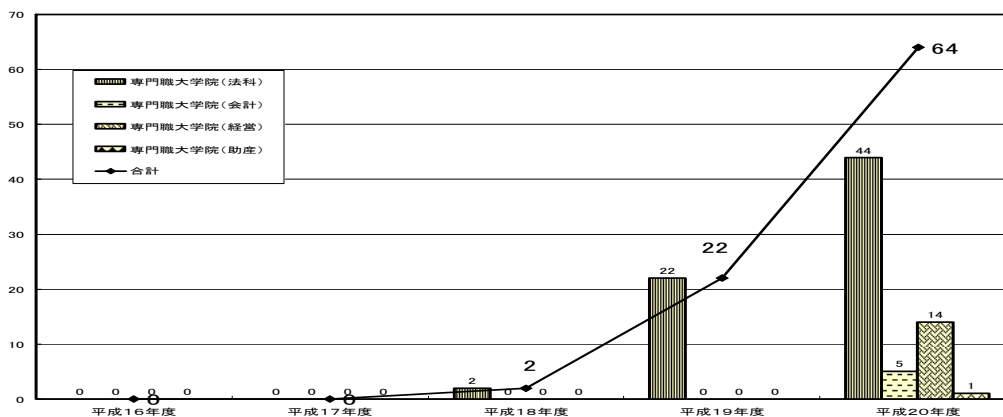
(3) 国公立別の割合



合計：19校(不適合1校、保留18校)

2. 専門職大学院分野別

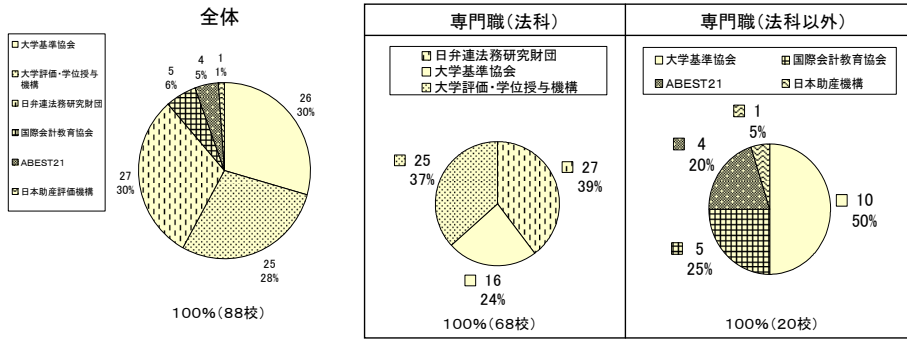
① 年度毎の推移



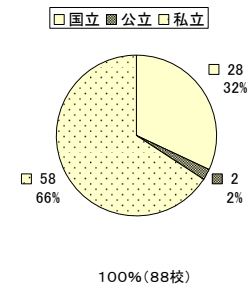
種別	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
専門職大学院(法科)	0	0	2	22	44	68
専門職大学院(会計)	0	0	0	0	5	5
専門職大学院(経営)	0	0	0	0	14	14
専門職大学院(助産)	0	0	0	0	1	1
合計	0	0	2	22	64	88

※平成21年7月1日現在

② 認証評価機関毎の割合

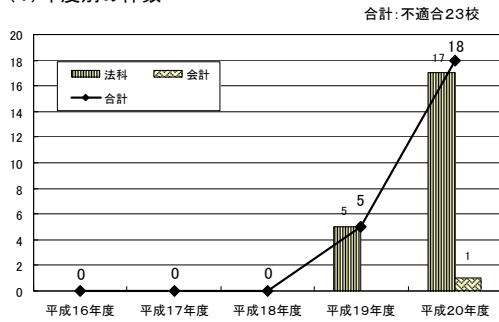


③ 国公立毎の割合

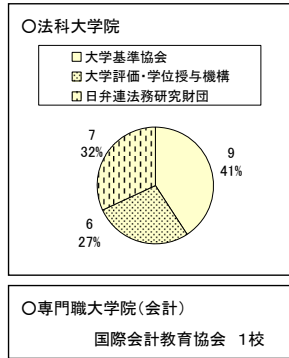


④ 不適合・保留の件数

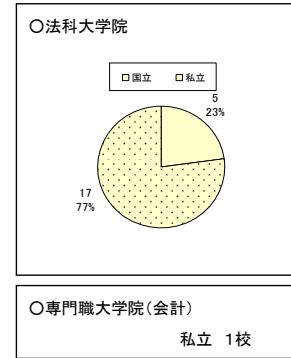
(1) 年度別の件数



(2) 認証評価機関別の割合



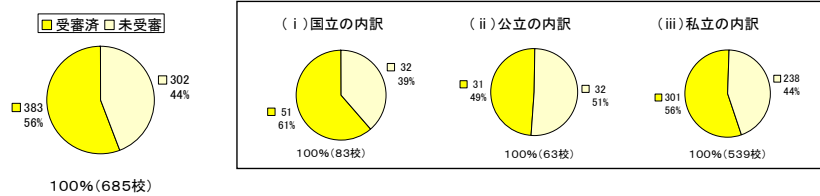
(3) 国公立別の内訳



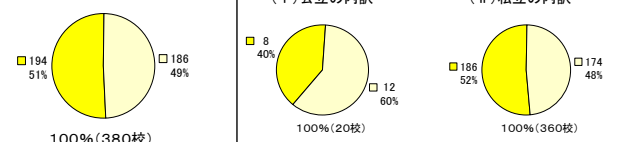
3. 受審・未受審の割合

平成22年度までに、大学の44%(302校)、短期大学の49%(186校)が認証評価を受けなければならない。

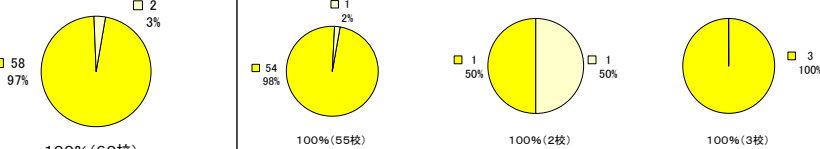
① 大学



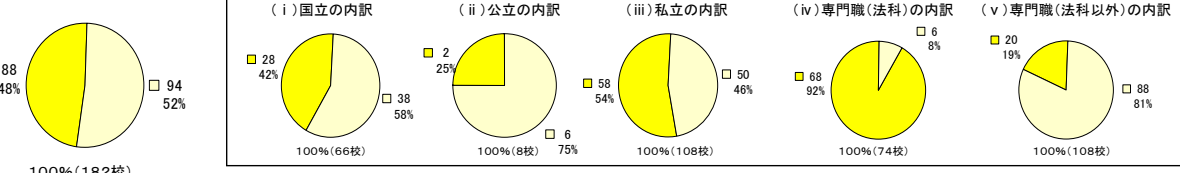
② 短期大学



③ 高等専門学校



④ 専門職大学院

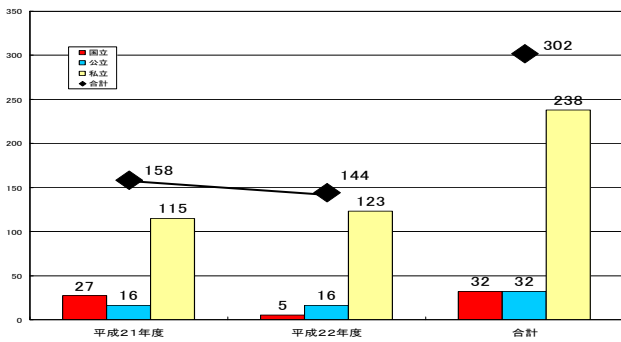


1-(17) 今後、認証評価を受ける予定の大学等数(見込み) ※平成21年7月1日現在

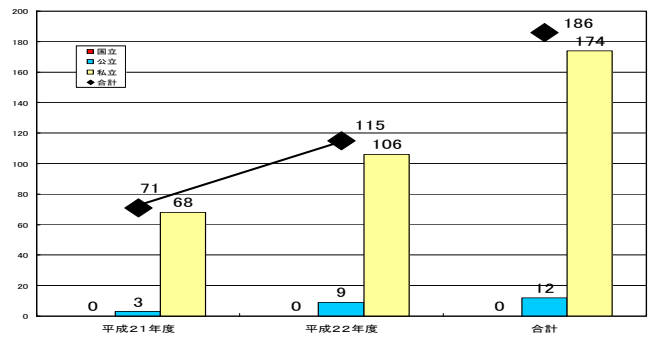
① 予定件数

大学については平成21年度に、短期大学については平成22年度に、それぞれピークを迎える予定となっている。(これまでの年間平均:大学77校、短期大学49校)

(1) 大学



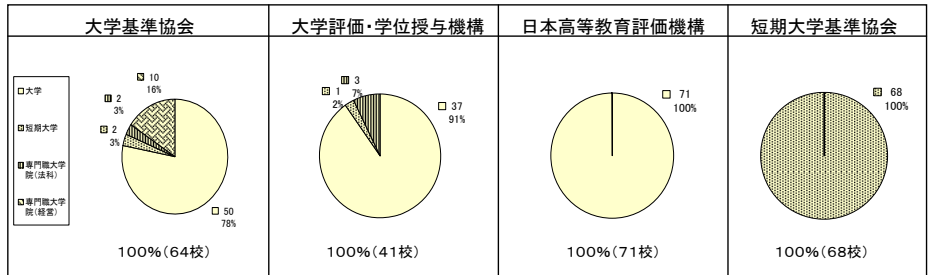
(2) 短期大学



(3) その他

② 認証評価機関における平成21年度認証評価予定数

種別	H21年度	H22年度	合計
高等専門学校	0	2	2
専門職大学院(法科)	6	0	6
専門職大学院(会計)	2	4	6
専門職大学院(経営)	11	7	18
専門職大学院(助産)	0	0	0

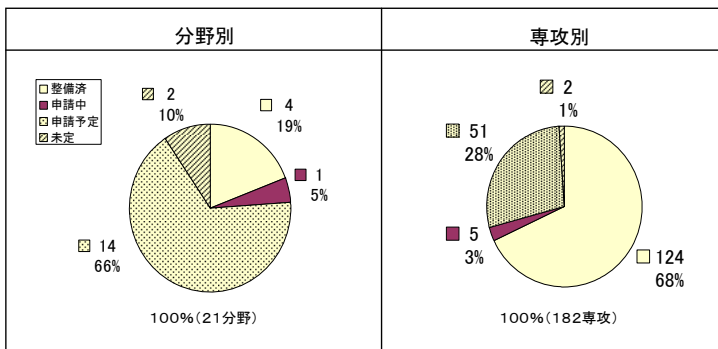


(その他) 日弁連法務研究財団 2校、ABEST21 1校、国際会計教育協会 1校

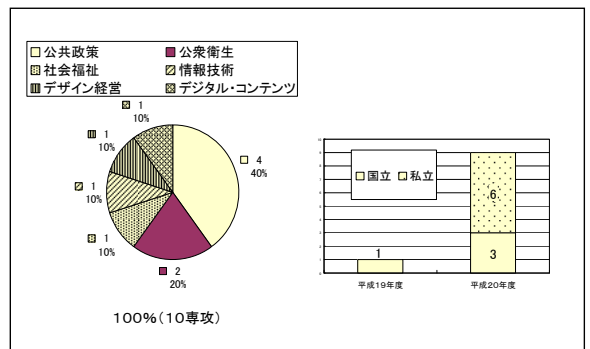
1-(18) 専門職大学院における認証評価機関の整備状況 ※平成21年7月1日現在

約99%の専攻について、認証評価機関が整備済又は今後整備される予定となっている。

① 整備状況



② 未整備の分野のうち代替措置を実施した専攻数



【整備済の分野】	
分野	専攻数
①法科大学院	74
②経営	32
③会計	17
④助産	1
合計(4分野)	124

【申請中の分野】	
分野	専攻数
①臨床心理	5

【今後申請が予定されている分野】			
分野	専攻数	分野	専攻数
①教員養成(教職大学院)	24	⑧創造技術	1
②教員養成(学校教育)	1	⑨原子力技術	1
③公共政策	8	⑩社会福祉	1
④情報技術	4	⑪映画	1
⑤公衆衛生	3	⑫デジタル・コンテンツ	1
⑥ファッションビジネス	2	⑬緑環境景観マネジメント	1
⑦知的財産	2	⑭デザイン経営	1
合計(14分野)	51		

【未定の分野】	
分野	専攻数
①ビューティビジネス	1
②英語教育、日本語教育、発信力実践	1
合計(2分野)	2

1-(19) 世界の有力大学の外国人教員等

外国人教員比率は20%を超え、留学生比率も州立であるUCを除くと15~28%程度である。

○外国人教員数・比率

	日本全体	UCバークレー	MIT	ハーバード	イエール	ケンブリッジ	オックスフォード
全教員数	335,854	1,774	967	3,788	2,902	3,933	4,197
外国人教員数	17,079	539	115	955	738	1,627	1,598
割合	5.1%	30.4%	11.9%	25.2%	25.4%	41.4%	38.1%

出典:「Times Higher Education - QS World Ranking 2007 Top 100 Universities」QS Quacquarelli Symonds Limited
「学校基本調査(H19年度)」

○留学生数・比率

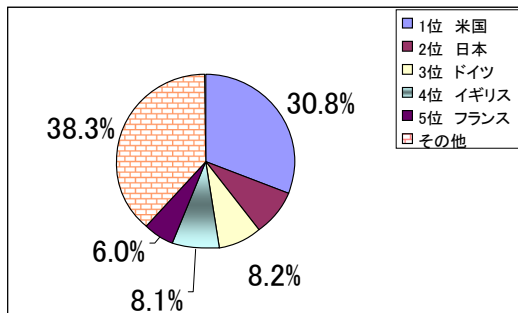
	日本全体	UCバークレー	MIT	ハーバード	イエール	ケンブリッジ	オックスフォード
全学生数	3,652,189	33,933	10,253	18,318	11,358	17,481	17,953
留学生数	118,498	2,521	2,789	3,615	1,747	4,667	5,133
割合	3.2%	7.4%	27.2%	19.7%	15.4%	26.7%	28.6%

出典:東京大学国際連携本部「世界の有力大学の国際化の動向2007年11月調査報告」
日本学生支援機構「留学生調査2007」

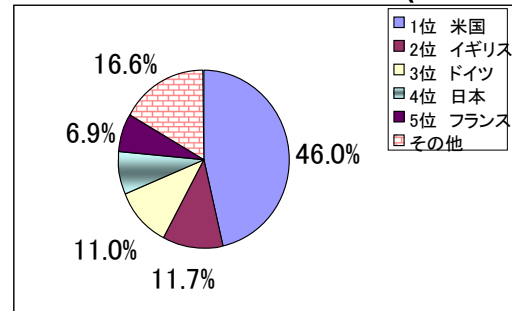
1-(20) 日本の大学の論文被引用回数等

我が国の大学は、研究論文に関して質・量とも欧州と十分に互角な状況にある。

○論文数のシェア(量の面)



○論文被引用回数のシェア(質の面)



(Thomson Scientific 「National Science Indicators 1981-2006」より)

○学問分野別の論文被引用回数 (機関別世界順位・1998~2008年)

【物理学】

(679機関中)

- 2 (2) 東京大
- 9 (11) 東北大
- 22 (22) 大阪大
- 26 (26) 京都大

【化学】

(922機関中)

- 4 (9) 京都大
- 5 (5) 東京大
- 11 (11) 大阪大
- 17 (15) 東北大
- 20 (19) 東工大

【材料科学】

(621機関中)

- 3 (3) 東北大
- 9 (7) 大阪大
- 16 (14) 東京大
- 17 (15) 京都大
- 19 (18) 東工大
- 38 (33) 九州大

【生物学・生化学】

(696機関中)

- 3 (3) 東京大
- 26 (25) 京都大
- 28 (27) 大阪大

(Thomson Scientific 「日本の論文の引用動向1998-2008 日本の研究機関ランキング」より)

1-(21) 各国における国際化拠点の構築に向けた戦略

各国においては、グローバルな大学間競争が激化する中で、留学生を増やすとともに、高い国際競争力を有し、国際化の拠点となる大学への重点的な支援を積極的に実施している。

	国際化拠点の形成に向けた取組 (重点支援大学の選定、英語コースの設置等)	留学生の増加に向けた取組 (数値目標の設定、海外への情報提供等)
ドイツ	・国際競争力強化のため、研究大学、拠点に対して総額19億ユーロ(約2,500億円)を支出する「エクセレンス構想」を発表 ・英語で学位を取得可能なコースの設置を促進(現在は648コースが設置)	・2012年までに留学生受け入れ30万人(現在25万人)の達成を目指す ・DAAD(ドイツ学術交流会)が世界14カ国14都市にインフォメーションセンターを設置
フランス	・世界トップ20のうち2大学、100のうち10大学をフランスの大学で占めることを目指す旨表明 ・大学キャンパスを刷新し、優れた教育研究により大学を世界最高レベルに引き上げるため、10プロジェクトを選出し総額50億ユーロ(約6,500億円)を支援(2009年よりプロジェクト開始)	・1998年に「エデュ・フランス」の設置以降、留学生数が急増。現在はエデュ・フランスを改組した「CampusFrance」事務所を世界74カ国・地域、103箇所に設置
イギリス		・2011年までに留学生を7万人増加し、継続教育への外国人参加者を3万人増加するとともに、英国に1万人以上留学生を送る国を2倍に増やすことを目指す ・ブリティッシュ・カウンシルが世界111カ国・地域229都市に展開
米国		・2001年の同時多発テロ以降下降傾向にあった留学生数が近年下げ止まる傾向にあり、2007-08年においては7%の増加に転じる ・米国の学部学生の単位取得がなされる留学生数を100万人に増やすことを目標とする「サイモン留学基金法案」を審議中
中国	・「211工程」や「985プロジェクト」を通じた、重点的な支援を強化 ・世界のトップ100大学から1,000人以上の研究を招き、国内に世界トップレベルの研究拠点を100カ所設立する「111プロジェクト」を推進 ・MBA等において、積極的に英語コースを設定	・2003年の教育行動振興計画において、2007年までの留学生受け入れ目標を12万人としていたが、実際は19万5千人となり早期達成
韓国	・「頭脳韓国21」及び「世界水準の研究拠点大学育成事業」を推進 ・英語による授業を促進	・2008年に留学生受け入れ目標を10万人に上方修正
オーストラリア		・外貨獲得の手段として、留学生の受け入れを積極的に推進(国内産業において教育産業は第3位の比率を占める) ・IDP(豪国大学国際発展プログラム)が29カ国・地域75都市に展開
シンガポール	・2003年に「教育ハブ構想」を打ち出し、世界から有名大学院を誘致し留学生を呼び込むなど、アジアの教育拠点を目指している	・2012年までに留学生受け入れを15万人に増加することを発表

1-(22) 英語による授業の実施状況

英語による授業は増加傾向にあるが、英語による授業のみで卒業できる学部は6学部、修了できる研究科も124にとどまっている。

○英語による授業のみで卒業できる大学(学部段階) 5大学6学部

- ・公立 国際教養大学 国際教養学部
- ・私立 東京基督教大学 神学部
- ・私立 上智大学 国際教養学部
- ・私立 早稲田大学 国際教養学部
- ・私立 立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部、アジア太平洋マネジメント学部

○英語による授業のみで修了できる大学(研究科段階) 68大学124研究科
(589大学1,681研究科のうち)

○英語のみによる授業科目を開設している大学数

(学部段階)

平成17年度:176大学(国立42、公立16、私立118)
平成18年度:185大学(国立40、公立19、私立126)
平成19年度:194大学(国立42、公立22、私立130)

(研究科段階)

平成17年度:153大学(国立57、公立15、私立81)
平成18年度:158大学(国立61、公立13、私立84)
平成19年度:177大学(国立61、公立18、私立98)

※「英語のみによる授業科目を開設している大学」とは、学部段階又は研究科段階において、英語教育を主たる目的とするものを除き、英語のみで授業を行う科目を1科目上開設している大学のことを指す。

○英語教育について大学全体で何らかの達成目標を設定している大学

平成17年度:88大学(国立19、公立10、私立59)
平成18年度:99大学(国立20、公立16、私立63)
平成19年度:125大学(国立26、公立16、私立83)

1-(23)ダブル・ディグリー等教育連携の実施

各大学においては、国際的に協同してカリキュラムを編成し、複数の大学より学位を取得できるダブル・ディグリーの形成が増加(平成19年度で69大学が158件を実施)。

【日本の大学のダブル・ディグリー相手地域別件数】

	件数	割合
アジア	97	61%
北米	36	23%
EU	21	13%
その他	4	3%
計	158	100%

【ダブル・ディグリーの実施例】

○東北大学「ダブルディグリー・プログラム」

相手先大学: 国立応用科学院リヨン校

開始時期: 平成18年～ 分野: 理学及び工学

概要: 東北大学の学部修了後の学生が、博士課程前期の入学後に渡仏し、国立応用科学院リヨン校において2年間の学業を行う。帰国後、東北大学において研究活動に従事し、学位審査を経て、両大学より学位を授与。

○慶應義塾大学大学院「ダブルディグリー(共同学位プログラム)制度」

相手先大学: エコール・セントラル4校(パリ校、リヨン校、ナント校、リール校、マルセイユ校)

開始時期: 平成17年～ 分野: 理学及び工学

概要: 慶應義塾大学理工学部学生が、3年次に渡仏し、エコール・セントラル校において2年間の学業を行う。帰国後、慶應義塾大学の修士課程に入学し、修了時に、両大学より学位を授与。

1-(24)大学間ネットワークの取組事例

海外の大学と積極的な連携を図り、ネットワークを形成している事例がある。

名称	設立の趣旨	主な活動	参加大学数	主な参加大学
G8大学サミット	—	・第1回は「グローバル・サステナビリティと大学の役割」をテーマとし、国内の14大学からなるG8大学サミット運営会議が実施主体となり札幌で開催。G8諸国及び非G8主要国の大学並びに国連大学の計14カ国、35大学の総長・学長等約140名が参加。気候変動問題等に対する科学的で適正な政策の実施を求める「札幌サステナビリティ宣言」を採択。 ・今後もサステナビリティに向けての取組みを他大学に広げる努力をするとともに、政策レベルでの対応の促進を図っていくこととしており、次回はイタリアで開催することに合意。	35	ブリティッシュ・コロンビア大学、アルバータ大学、フランス エコール・ポリテクニク、パリ第4=パリソルボンヌ大学、ミュンヘン大学 学長、アーヘン工科大学、トリノ工科大学、フィレンツェ大学、同志社大学、一橋大学、北海道大学、慶應義塾大学、京都大学、九州大学、名古屋大学、大阪大学、立命館大学、東北大学、東京工業大学、首都大学東京、早稲田大学、榎東国立総合大学、インペリアル・カレッジ・ロンドン、ケンブリッジ大学、カリフォルニア大学ロサンゼルス校、イェール大学、オーストラリア国立大学、サンパウロ大学、北京大学、清華大学、インド工科大学カンパール校、ソウル国立大学、ヨハネスブルグ大学、国連大学
APRU (Association of Pacific Rim Universities)	環太平洋地域を代表する大学の学長で構成され、各国の高等教育の相互協力関係を強め、環太平洋地域社会にとって重要な諸問題(経済発展、都市化、技術移転、大気汚染、資源枯渇等)に対し、教育・研究の分野から協力・貢献することを目的として設立。	・博士課程学生のリーダーシップによる会議の開催 ・教員によるリサーチシンポジウムやセミナーの開催	42	オーストラリア国立大学、シドニー大学、メルボルン大学、ブリティッシュ・コロンビア大学、チリ大学、復旦大学、北京大学、清華大学、中国科学技術大学、浙江大學、南京大學、香港科学技術大学、香港大学、国立台湾大学、インドネシア大学、京都大学、大阪大学、東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学、東北大学、ソウル大学校、高麗大学校、マラヤ大学、メキシコ大学、モンテレー工科大学、オークランド大学、フィリピン大学、檀東国立総合大学、国立シンガポール大学、チュラロンコン大学、カリフォルニア工科大学、スタンフォード大学、カリフォルニア大学バークレー校、カリフォルニア大学デイヴィス校、カリフォルニア大学アーバイン校、カリフォルニア大学ロサンゼルス校、カリフォルニア大学サンディエゴ校、カリフォルニア大学サンタバーバラ校、オレゴン大学、南カリフォルニア大学、ワシントン大学
SEED-NET (Southeast Asia Engineering Education Development Network)	日本・アセアンの首脳へのイニシアティブにより、アセアン大学連合(AUN)のサブネットワークとして、アセアン地域の工学系高等教育人材の育成を目的として設立。	・各分野ごとに拠点校を定める修士課程留学プログラムや教員派遣プログラムの実施 ・東南アジア地域が共通に抱える課題に関する共同研究プログラムや修士課程研究支援プログラムの実施	19	ブルネイ工科大学、ブルネイダルサラム大学、カンボジア工科大学、ガジャマダ大学、バンドン工科大学、ラオス国立大学、マレーシア科学大学、マラヤ大学、ヤンゴン大学、ヤンゴン工科大学、デラサル大学、フィリピン大学、ナンヤン工科大学、シンガポール国立大学、プラバ大学、チュラロンコン大学、モンクット王工科大学ラカバン、ハノイ工科大学、ホーチミン市工科大学 北海道大学、慶應義塾大学、京都大学、九州大学、政策研究大学院大学、芝浦工業大学、東海大学、東京工業大学、豊橋技術科学大学、東京大学、早稲田大学

1-(25) 我が国の大学における国際関連の計画・目標・戦略等の策定状況

我が国の大学において、明確な数値目標を定めている例は少ない。

	国立	公立	私立	全体	
大学としての国際戦略、計画・目標などを独立して定めている	49.4%	13.0%	8.6%	14.2%	
大学の全般的な計画・方針等の一部として、国際関係の項目が入っている	70.1%	68.1%	48.6%	53.5%	
国際化に関連する数値目標の設定	外国人学生数・比率	11.4%	9.8%	22.7%	19.8%
	外国人教員・研究者の数・比率	2.9%	5.2%	2.5%	2.9%
	教員の海外派遣者数・比率	2.9%	5.3%	15.5%	12.7%
	学生の海外派遣者数・比率	4.3%	11.5%	22.0%	18.4%
	職員の海外派遣者数・比率	2.9%	0.0%	4.1%	3.5%
	国際協定数・コンソーシアムへの参加	7.4%	8.5%	7.9%	7.9%
	英語での授業数・比率	5.0%	7.0%	9.9%	9.0%
	学生のTOEIC等の点数	23.8%	27.3%	21.7%	22.6%
	英語で教育できる教員数・比率	0.0%	5.5%	4.1%	3.7%
	英語で対応できる教員数・比率	0.0%	1.8%	1.5%	1.3%
	国際学術雑誌への掲載等	6.2%	3.6%	2.5%	3.1%
	引用度高い学術雑誌への掲載数	4.9%	1.9%	2.0%	2.4%
	国際学会での発表	1.5%	3.4%	1.8%	2.0%
	国際学会等の国際的な賞の受賞	3.0%	1.8%	1.1%	1.4%
	卒業生(修了生)の国際的活躍	0.0%	0.0%	1.2%	0.9%
国際協力・開発援助の実施	6.5%	1.8%	1.4%	2.1%	

※文部科学省先導的・大学改革推進委託事業「各大学や第三者機関による大学の国際化に関する評価に係る調査研究」(東北大学高等教育開発推進センター米澤彰純准教授に委託)において、平成19年に全国の国公立大学756校に対して実施した調査結果(回収率82.5%)

1-(26) 大学間交流協定の締結状況

大学間交流協定は着実に増加しているが、魅力的な教育プログラムの不足などにより、形骸化している例も見られる。

1. 大学間交流協定の締結

○協定数の推移

	国立大学		公立大学		私立大学		総数
平成14年	4,322	44.4%	355	3.6%	5,060	52.0%	9,737
平成15年	4,674	43.3%	393	3.6%	5,724	53.0%	10,791
平成16年	4,828	44.6%	365	3.4%	5,643	52.1%	10,836
平成18年	5,534	43.4%	474	3.7%	6,745	52.9%	12,753

○締結先地域

(大学共同利用機関や国立高等専門学校、文部科学省所管独立行政法人によるものを含む)

アジア	6,042	44.8%
中近東	124	0.9%
アフリカ	153	1.1%
オセアニア	695	5.2%
北米	2,708	20.1%
中南米	290	2.2%
ヨーロッパ	3,403	25.2%
その他	69	0.5%
総数	13,484	100.0%

※締結相手国の上位5カ国

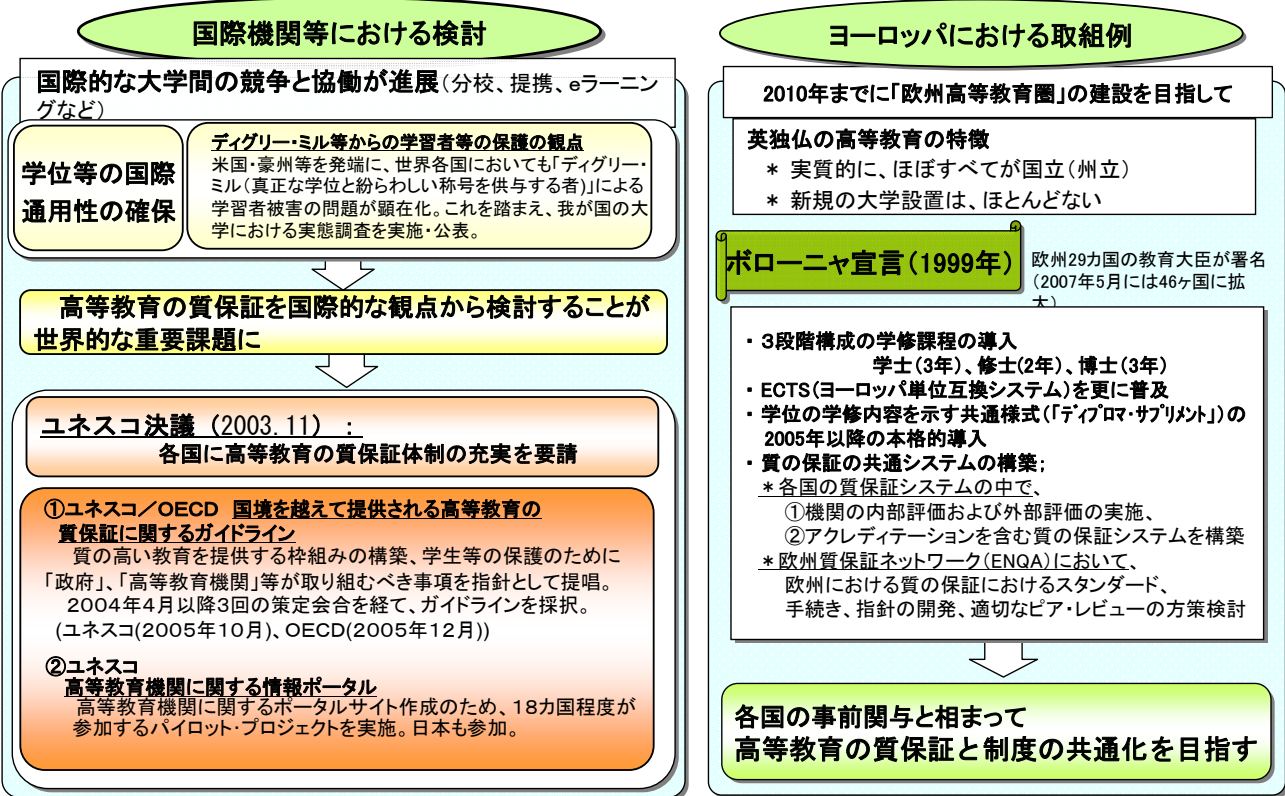
1位	中国	2,565
2位	米国	2,298
3位	韓国	1,467
4位	英国	706
5位	ドイツ	544

※平成18年10月1日現在、文部科学省調査

※「その他」とは複数地域にある国との間で締結されたものを指す

1-(27) 高等教育の国際的な質の保証を巡る世界の動向

大学教育のグローバル化や、学生や教員の流動性の高まり等により、国際的な質保証を図っていくことが喫緊の課題。



1-(28) 欧米における大学の質保証

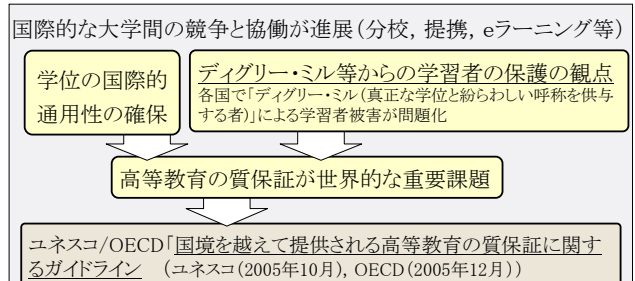
アメリカにおいては、事後評価としてのア krediteーションが重視されているが、ヨーロッパでは、事前規制としての設置認可制度と事後評価の組合せによる公的な質保証システムが構築されている。

ヨーロッパでは、EUの経済力を強化する「リスボン戦略」の一環として、2010年までに「欧州高等教育圏」を創設するボローニャ・プロセスが進展。これは国境を越えた大学教育の質保証システム活動の一環と言える。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
大学の設置認可	国の設置認可(大学設置・学校法人審議会の審査)	州政府による認可	国による認可(QAA, Quality Assurance Agencyの審査)	学位授与権を持つ大学は国立のみ	州政府による認可(州立大学と同程度の水準を要する)
事後評価	国の認証を受けた団体による機関評価	民間のア krediteーション(適格認定)による機関別・分野別評価	①QAAIによる機関評価 ②HEFCEによる分野別研究評価	国立大学は、大統領直轄の大学評価委員会(GNE)による機関評価	民間の適格認定による機関別・課程別評価
事後評価結果の活用	大学と国に通知・一般に公表	連邦政府奨学金や科研費の受給条件	①大学と国に通知 ②研究予算配分に反映	大学に通知	大学に通知

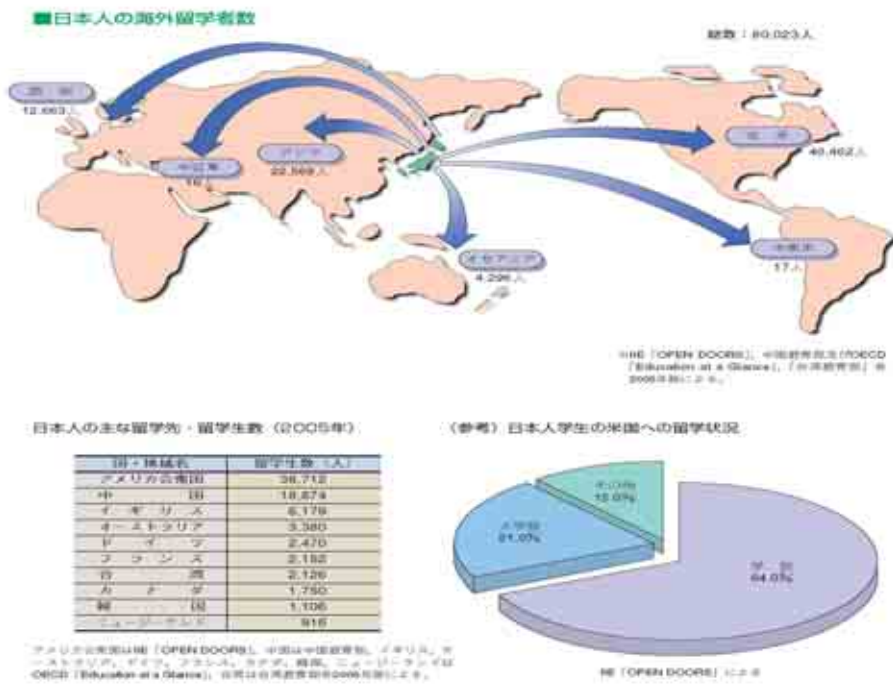
【ユネスコ・OECDの「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」】

○ 大学教育の質保証が世界的な重要課題となってきたことを受けて、ユネスコとOECDにより「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」が制定。これにより、各国政府が、それぞれの責任において、自国の大学制度に照らし、高等教育の質を確保することが承認された。



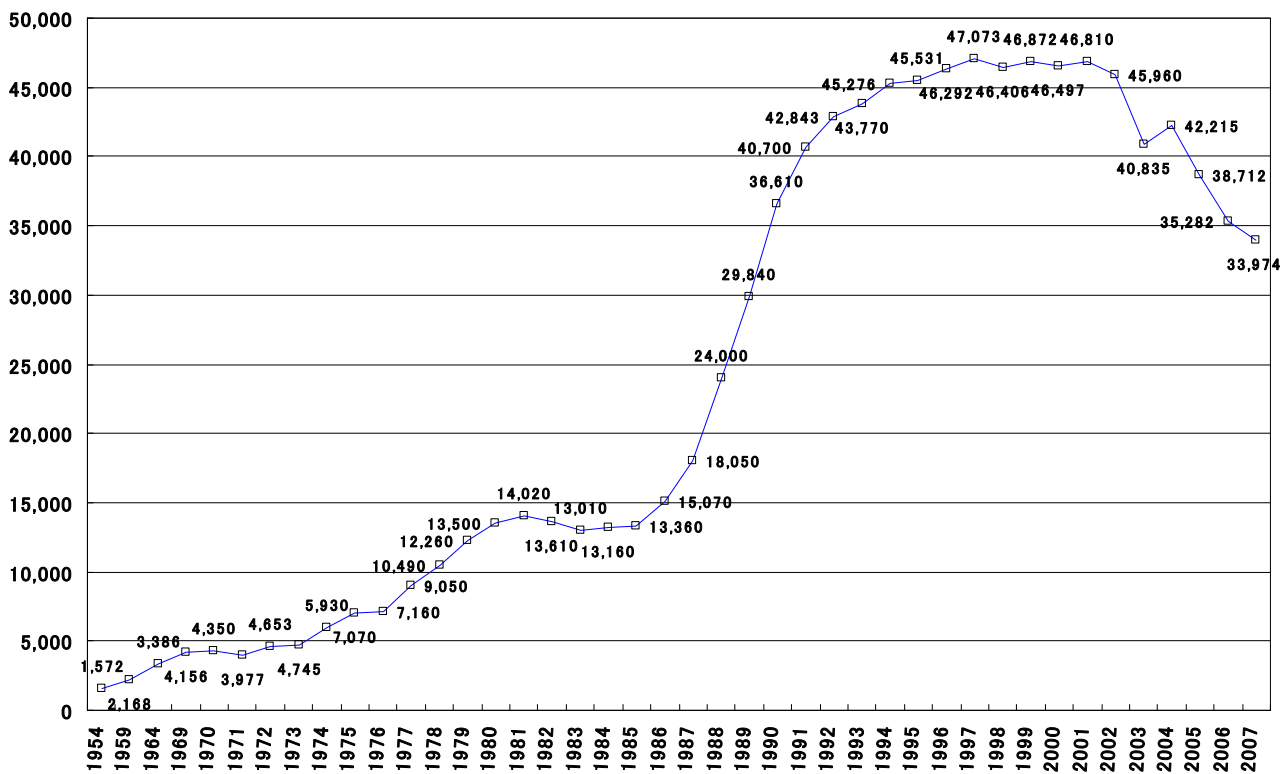
1-(29) 日本人の海外留学

OECD等における統計によれば、我が国の学生等で海外の大学等に留学した日本人は各国・地域で約8万人となっており、留学先別にみると、約7割が欧米諸国となっている。



1-(30) 日本人の米国への留学数

1997年の4万7千人をピークに、3万3千人にまで減少している。



1-(31)学生の海外派遣に関する大きな障害

問題点として、在学期間が延びるなどシステムに起因する課題が中心となっている。

	件数	比率 (87大学中)
帰国後、留年する可能性が大きい	59	67.8%
経済的問題で断念するが多い	42	48.3%
帰国後の単位認定が困難	32	36.8%
助言教職員の不足	23	26.4%
大学全体としてのバックアップ体制が不備	21	24.1%
先方の受け入れ大学の情報が少ない	9	10.3%
両親、家族の理解が得られない	7	8.0%
指導教員の理解が得られない	3	3.4%
その他	27	31.0%

※本調査は、国立大学協会国際交流委員会留学制度の改善に関するワーキング・グループが、各国立大学に対して留学制度の改善に関するアンケートを実施したものであり、本調査項目には87大学が回答（平成19年1月）